**平成２８年（フ）第６４００号**
神奈川県横浜市青葉区元石川町5421　コーポ美しが丘第２　306号
債務者　今井　亜澄
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４０５号**
東京都墨田区文花１丁目10―10―408　都市型軽費老人ホームケアハウス押上
債務者　後藤　順一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４０６号**
東京都板橋区高島平１丁目48―10―202
債務者　南田　雅史
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４０８号**
埼玉県八潮市西袋1287―１　ポワールメゾンＴ2103、住民票上の住所茨城県北茨城市大津町北町1497―42
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４０９号**
東京都荒川区西尾久８丁目34―１
債務者　阿部惠津子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４１２号**
東京都江戸川区本一色３丁目33―１―101
債務者　土　　修二
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４１３号**
東京都大田区池上５丁目15―11　アーバンステージ池上Ａ302
債務者　角　健太郎
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４１４号**
東京都足立区谷中５丁目３―３　アーバンハイツＢ105
債務者　鑓田　浩則
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４１５号**
東京都板橋区小豆沢３丁目７―30―809　ワコー第三マンション
債務者　高野誠一郎
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４１７号**
東京都北区上十条４丁目21―６―401
債務者　熊谷　美保
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４１８号**
東京都練馬区西大泉１丁目36―45
債務者　皆藤　時子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４２４号**
東京都豊島区東池袋５丁目７―13―101
債務者　内堀　力三
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４２６号**
東京都練馬区北町１丁目１―３―901
債務者　渡邉千奈美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４２７号**
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目５―２　梅原ハウスＢ101
債務者　平野　賢二
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４２８号**
埼玉県所沢市小手指南６丁目12―１　108―２―404
債務者　出村　由美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４２９号**
東京都墨田区墨田１丁目４―５―910
債務者　小林　由佳（旧姓冨山）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部